

1千万円越えの不記載と 公職選挙法違反疑惑への 説明を



かとう ゆうた
加藤 裕太 議員

Q 収支報告書の訂正内容を見ると2団体合計で収入1042万円、支出944万1080円が不記載だった。前回答弁では「支出について支払いが翌年になったから記載しなかった」という説明だったが今回の訂正では一転、その分が記載された。前回の答弁は間違っていたのか。

A 選挙管理委員会に訂正願いを提出した通りです。多少の変化があったと思いますが、自営業の仕事や親族関係のチラシなどの別の支払いがあり、勘違いしていたと思います。

Q 訂正は専門家に依頼したのか。

A 依頼した印刷会社と担当者と話を進めました。

Q 不記載となった理由は。

A 後援団体の事務処理に対する確認不足によるものと思われま。

Q 令和4年以前の報告書も不記載だったのか。

A 過去の資料等が手元にありませんが、おそらく浪人中は何も出していませんでしたし、民間企業等で働いていたので、何もなくた記憶しています。また、何かを発行したという記憶ありません。

Q 今後の対策は。

A 改めて後援団体の事務処理をしつかり行い、的確な事務処理をしていきたいと思っています。

Q 今回で訂正は全て完了したのか。

A この期間を精査した結果、この訂正に至りました。もし、また何かあった場合は、訂正可能な期間での訂正対応をしていきたいと思っています。

Q とう友則オフィシャルウェブサイト
のサーバーやホームページ管理料が不



ねもと よしろう
根本 義郎 議員

市職員の処遇改善と 人材確保に向けて

Q 職員採用試験の倍率は、10年前と今年でどう変化しているか。

A 令和5年度実施の一般行政職上級と初級試験の合計で申込者数41人、最終合格者6人で倍率は6.83倍でした。10年前の平成25年度実施の同種の試験では、申込者数132人、最終合格者9人で倍率は14.67倍でした。

Q 職員を542人まで減らす根拠は。災害等に対処するには限界ではないか。

A 限られた人的資源を効果的に活用し、行政サービスの維持向上を図るため、簡素で効果的な行政運営を目指すことを目標として、これまでの定員管理や今後の行政需要の動向を勘案した数値目標です。

具体的な給与改善を

Q 国との給料水準の比較で、ラスパイレ
ス指数は。

A 令和5年4月1日現在のラスパイレ
ス指数は99.9です。

Q 班長以上の役職に就かない6級者で定
年延長に入る職員の比率は。

A 令和5年度末までに60歳に到達した職
員は全体で22人で、うち班長職である
主幹級及び副主幹級は9人で、割合は40.91
%です。

意見 60歳到達時に「5号給」程度の特別昇給
か、7級に近い暫定給料表を適用すべきでは
ないか。

Q 定年延長者と再任用職員の給料表で、
格差が生じているが、どう対処したの
か。

A 定年延長者は、8級及び7級の管理職
員は役職定年で、6級主幹級となり、
それ以外の職員は退職時と同様の職務級とな
ります。給与水準は60歳到達時の7割水準で
す。再任用職員は、令和6年4月から定年引
上げに伴う任用職員との処遇改善を図るため、

記載の理由は。

A 複数の契約があり、契約を確認しない
とわかりません。自分で契約したのか、
自分の法人で契約したのか精査します。

Q 香取市北、小見川、吉原の複数の事務
所を利用してしたが、事務所費が0円
の理由は。

A ホームページ記載の2か所は、選挙期
間中のみ使用していたもので、選挙後
すぐに削除しなかったことは私の落ち度です。
選挙期間以外はすぐに返却し使用していま
せん。また、実家のところは家族等が使用して
いるため、普段は開けてあります。基本的に
そこで面会等をするのは無く、郵便物等の
受け取り程度です。

Q 選挙期間中は、佐原と小見川に2つの
事務所が開設されていたのか。

A 開設は佐原事務所だけで、小見川事務
所はボランティアの立ち寄り程度であ
ったと思います。

Q 公職選挙法上、候補者1人につき1か
所しか選挙事務所を設置できない。休
憩所その他これらに類似する設備も設置で
きない。小見川事務所とはどういったものだ
ったのか。

A 主に佐原事務所看板を出していま
した。小見川事務所がどのような扱いで
あったかは精査します。

全ての再任用職員をこれまでの職務級から1
級上位としました。

Q 障がい者の雇用率が引き上げられたが、
現状は。種別毎の人数は。

A 令和6年4月から法定雇用率は、2.
8%となります。香取市の状況は、算
定基礎職員数566人、法定雇用障がい者数
15人で、実雇用率2.65%ですが、法定雇用を
満たしているかの判断は、率ではなく法定雇
用障がい者数で判断するため、香取市は15人
で法定雇用を満たしています。なお、香取市
が雇用する障がい者の実数は12人ですが、こ
の内3人の重度障がい者は2人分で換算する
ため、法定雇用障がい者数は15人となります。
障がい者の分類別人数は、身体障がい7人、知
的障がい1人、精神障がい4人です。

Q 指定管理者委託職場の職員の処遇改善
もプロポーザルの項目化、または、協
定事項に改善努力を行政指導すべきでは
ないか。

A 他の自治体では、賃金・労働条件の水
準等について、規定した公契約条例を
制定している状況は把握していますが、現在
は他市の制定状況やその効果等を注視して
いきたいと考えています。